

答申第 597 号

平成 26 年 12 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 10 月 1 日付けで諮問された県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する協定書一部非公開の件（諮問第 649 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する協定書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定地域の県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する特定年度の協定書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成25年8月12日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 非公開となった情報のうち、「氏名」（以下「本件氏名」という。）のみ公開されるべきである。神奈川県個人情報保護条例に基づき個人情報が保護されることから、「職名等」、「経験年数」及び「資格保有状況等」の公開は求めない。

イ 民間法人でも、県の指定管理を受け、県と協定書を結び、行政の担い手となったならば、その従業員の氏名は公開され、誰が行政を担っているかが明らかにされるべきである。神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第1条に定められたとおり、私には知る権利がある。

ウ 県営住宅の運営の歴史は長く、伝統があり、公務員が担ってきた。その担い手である公務員の氏名は公開されてきた。指定管理制度に移行したからといって担い手の氏名を非公開にするのはおかしい。条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

エ また、同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」にも該当する。

3 実施機関（住宅営繕事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、知事と指定管理者（以下「本件管理者」という。）が特定日に締結した指定管理に関する神奈川県県営住宅及び借上公共賃貸住宅（特定地域）の管理に関する基本協定書（以下「本件基本協定書」という。）に基づく、特定年度の協定書（以下「本件協定書」という。）である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

非公開箇所は、本件管理者の従業員の「職名等、氏名、経験年数、資格保有状況等」であり、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないため、非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を聴取した。その聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、知事と本件管理者が特定日に締結した本件基本協定書に基づく、本件協定書である。

(3) 本件異議申立ての対象について

本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件氏名についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人

が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 本件氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 異議申立人は、県営住宅の運営を公務員が担っていた時には、その担い手である公務員の氏名が公開されており、指定管理制度に移行したからといって本件氏名を非公開にするのはおかしいとし、本件氏名は条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張している。

b 県営住宅の管理を県が行っていた時であれば、異議申立人が主張するように、その管理を担当する県職員の氏名が記載された行政文書について情報公開請求を受けた場合には、県職員の氏名は職員録等で原則として公表されていることから、慣行として公にされている情報に該当し、公開されたものと思料される。

c しかしながら、現在県営住宅の管理を行っている指定管理者である本件管理者は民間事業者であり、県とは異なり職員の氏名を慣行として公にしている事実が認められない。

したがって、本件氏名は、従来から「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、本号ただし書イには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

a 異議申立人は、本件氏名の公開は条例第5条第1号ただし書エにも該当すると主張している。

b 第5条第1号ただし書エの規定は、人の生命、身体等、健康、生活

又は財産への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。

- c 本件の場合、個別具体的な危害が現に生じているとはいえ、又は、将来そのような危害が発生することが予測される状態が存在しているとはいえない。

したがって、本件氏名は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。

- (エ) 本件氏名は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」又は同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないことから、同号ただし書ア又はウのいずれにも該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 10 月 1 日	○ 諮問
10 月 10 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 21 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 28 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 26 年 9 月 9 日 (第 132 回部会)	○ 審議
10 月 1 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取
11 月 10 日 (第 134 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	

(平成 26 年 12 月 11 日現在) (五十音順)